

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	6 杉選第 344 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 7 年第 8 回選挙管理委員会定例会会議録					
開催日時	令和 7 年 2 月 26 日 (水)		午前 10 時 00 分から 午前 10 時 30 分まで		
出席者	委 員	今井委員長、与島委員長職務代理、島田委員、小井委員			
	事務局	石田局長、増田次長、高野法規担当係長、清水主査			
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	無		
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等				結果
	報告事項 8-1	期日前投票所の暫定変更について(修正)			了承
	その他	公職選挙法の一部改正について			—
委員長	これから令和 7 年第 8 回の定例会を開催します。				
	<期日前投票所の暫定変更について(修正)>				
委員長	報告事項 8-1 について事務局から説明をお願いします。				
局長	<p>期日前投票所の暫定変更についての修正です。本案件は令和 7 年 2 月 12 日の第 6 回定例会で報告事項として提案したのですが、その後の中央図書館との調整で変更がありましたので、再度報告事項として提案するものです。変更点は、投票開始時間を 9 時から 8 時 30 分に繰り上げたことです。中央図書館の開館時間は午前 9 時からとなっており、当初は午前 9 時からの投票開始を考えておりましたが、他の期日前投票所と同じ午前 8 時 30 分投票開始で中央図書館との調整が整いましたので、投票時間を午前 8 時 30 から午後 8 時までとするものです。なお、中央図書館は開館前から閲覧席の利用で、時には約 100 人並ぶほどの人気があり、選挙人との混乱を避けるため 8 時 30 分の投票開始時に従事する委託職員数を増やして対応してまいります。説明は以上です。</p>				
委員長	質問はありますか。				
委員長	人を増やすと説明がありましたが、区職員を増やすのですか。				
局長	委託職員を増やします。				
委員長	他に質問はありませんか。無いようでしたら了承でよろしいでしょうか。				
一同	異議なし。				
委員長	それではその他の説明をお願いします。				

局長	<p>通常国会で審議している公職選挙法の一部改正について説明します。昨年の7月7日執行の東京都知事選挙での選挙運動用ポスターに関して混乱を招いたことから、通常国会に改正案が提出され、昨日、政治改革に関する衆議院の特別委員会を通過したことを受け本定例会に報告するものです。改正内容は4項目からなっています。1項目目は、ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設で、ポスター掲示場に掲示するポスターの表面に公職の候補者に氏名を選挙人に見やすいように記載しなければならない、公職の候補者はその責任を自覚し、他人若しくは政党等の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告の営業に関する宣伝をする等ポスター掲示場に掲示するポスター品位を損なう内容を記載してはならないとなっています。2項目目は、ポスター掲示場に掲示するポスターの営業宣伝に係る罰則の新設で、ポスター掲示場に掲示するポスターの特定の商品の広告の営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処するとなっています。なお、ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務とポスター掲示場に掲示するポスターの営業宣伝に係る罰則については公布の日から起算し1月を経過した日から施行するとなっております。次に3項目目は、選挙運動用自動車の規格制限の簡素化です。全ての選挙について自動車の規格を乗車定員10人以下車両の総重量3.5トン未満とすることになっています。最後に4項目目は選挙運動用ポスターの規格の統一です。現在、衆議院小選挙区選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙、都道府県知事選挙では選挙運動用ポスターに個人演説会周知ポスターを合わせて、長さ42cm、幅40cm以内にする事ができますが、改正後、全ての選挙について、選挙運動用ポスターについて長さ42cm、幅40cm以内として、個人演説会周知用ポスターを廃止することになっています。なお、選挙運動用自動車の規格制限の簡素化、選挙運動用ポスターの規格の統一については令和8年1月1日から施行することになっています。また、法令化はされていませんが、SNS等インターネットを用いた選挙をめぐる状況への対応については附則等に引き続きの検討が加えられました。説明は以上です。</p>
委員長	質問はありますか。
島田委員	個人演説会周知用ポスターについて詳しく説明してください。
局長	<p>衆議院小選挙区選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙、都道府県知事選挙では、大きさを長さ42cm、幅40cm以内で選挙運動用ポスターと個人演説会周知用ポスターを合わせて作成することができました。それ以外の選挙運動用のポスターは長さ42cm、幅30cm以内であったものを、改正後、全ての選挙運動用ポスターの規格を長さ42cm、幅40cm以内として、個人演説会の内容を記載することを廃止したということになります。</p>
委員長	選挙運動用のポスターについて、事前審査を選挙管理委員会が行うのですか。また、品位保持の判断は選挙管理委員会が行うのですか。
局長	<p>事前審査についてですが、資料にあるように公職の候補者は、その責任を自覚しとあるので、事前審査は無く候補者の自己責任となるのではと考えます。品位保持の判断については、取り締まりは警察、公職選挙法の品位保持を損なうかの判断は裁判所と考えます。</p>
委員長	ほかに質問はありますか。無いようならその他の公職選挙法の一部改正についてはよろしいでしょうか。
一同	異議なし。

委員長	第8回の定例会を終了します。
-----	----------------

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第8回定例会 令和7年2月26日
					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。